

名古屋市がん対策推進条例をここに公布する。

平成24年 3 月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第31号

名古屋市がん対策推進条例

人間とがんと闘いの歴史は、古代にまでさかのぼることができます。がんは、今や我が国において2人に1人が侵される「国民病」といわれています。一方、医学界始め関係各界においてがん撲滅に向けた力強い取組みが展開されており、がんの予防の推進からがん医療水準の向上まで、着実に成果は上がっています。私たちは、これら英知を結集し、都市をあげてがんに向かい立ち向かうことを決意します。

名古屋市は、がんに向かい立ち勝つためのあらゆる方策をみんなで考える都市として、まずは、がんの予防を一層推進するため、市民のがんに対する知識を高めることに力を注がなければなりません。また、子どもたちへのがん教育の重要性を強く認識し、学習の機会を広げるよう努力します。さらに、がん患者及びその家族をまち全体で温かく包み込み、その負担を少しでも和らげる環境をつくりあげていきます。

がんに向かい立ち向かう都市・名古屋の挑戦は、この条例の制定をもって終わるも

のではありません。がんに打ち勝つため、たゆまざる前進の第一歩として、ここに名古屋市がん対策推進条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、本市のがん対策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、地域のがん医療水準の向上を図り、がんの克服に向けた市民総ぐるみによるがん対策の実施に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、国、県、医療機関、医療関係団体、医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）で構成される団体その他の関係団体と連携を図りつつ、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第4条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。）及び事業者は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進等)

第5条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 前項のがんの予防の推進のために必要な施策は、女性に特有のがん等、性別及び年齢に応じて好発するがんの種類を考慮して効果的に実施するものとする。

3 市は、がん教育を推進するため、児童及び生徒が学習活動等を通じてがん

に対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- 4 市は、医療保険者及び事業者と連携を図りつつ、職場におけるがんに関する正しい知識及びがん検診の普及啓発並びにがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第6条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診の普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

(がん医療水準の向上)

第7条 市は、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じた質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

- 2 市は、県が効果的ながん対策の立案及びがん医療水準の向上に資する情報を得るために実施するがん登録の推進に協力するものとする。

(緩和ケアの充実)

第8条 市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第9条 市は、県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等の支援)

第10条 市は、がん患者等のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がんに関する相談体制の充実その他のがん患者等の支援のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、がん患者等で構成される団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動並びにがんの予防及び早期発見を推進す

る活動の支援に努めるものとする。

(情報収集及び提供)

第11条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報を提供するために必要な広報活動を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、がん対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第13条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定については、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

3 前項の検討は、幅広く市民の意見を聴取して行われるものとする。